

『食の発掘プロモーション』実施要領

1. 目的

本企画は道内各地の企業が製造する商品の販路拡大、および地域に眠る優良商品の更なる掘り起しを目指して実施する。

具体的には、北海道商工会連合会（以下:甲）が募集した商品を（一社）北海道貿易物産振興会（以下:乙）が運営している、「北海道どさんこプラザ札幌店」において一定期間販売し、販売動向等の情報を次の商品開発の一助として役立てて頂くことを目的とする。

販売好調な商品は店舗での定番化を検討する。

2. 商品要件

- ・北海道内で製造、加工された農産、水産、畜産物ならびにその加工品、菓子、飲料等の食品全般。

3. 応募者資格

応募者は北海道内に事務所や、事業所を有する公益的な団体、企業、個人とし、以下のいずれかの条件に該当する者とする。

- ・自ら道産品の生産、製造、加工を行っている者。
- ・自らが企画、考案した道産品の販売を行っている者。

4. 取引、販売等の条件

- ・出品数は店舗の設備的制約等の理由から、原則として各募集期間、出品者は1件につき1品とし、甲が乙に対し1回に提案できる総商品数は10品までとする。
- ・商品のマージン率（販売手数料率）は一律20%とする。
- ・店舗までの納品にかかる送料は出品者が負担すること。
- ・販売期間終了後は返品処理を行う。
- ・販売期間内において、商品の不具合、表示不良等と判断したものは返品処理を行う。
- ・返品処理にかかる送料は出品者が負担すること。
- ・商品には食品衛生法、JAS法等の関連法規に則った表示がされていなくてはならない。

5. 募集、協議会

	第1回	第2回	第3回	第4回
販売期間	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
協議会開催月	3月	6月	9月	12月

6. 商品の申込・審査・決定

- ・甲は申込商品を取りまとめ、乙に対し以下の書類を提出すること。
 - 所定の申込用紙（別紙「様式1 / 様式2」）
 - 出品者が加入する損害賠償保険（PL保険、その他損害保険等）証の写し
 - 関連法規によって義務付けられている項目が記載された商品一括表示（商品裏表示）の写し
 - GS1事業者コード（JAN企業コード）表示の写し
 - 外部機関による商品検査(菌検査等)を受けている場合は直近の検査票の写し

※PL保険、およびそれに類する保険に未加入商品の応募は認めない。また出品物の瑕疵により、第三者との間に紛争（特許権、商標権の侵害等）が生じたり、損害を与えたりした場合は出品者の責任により対応すること。

- ・甲または出品者は乙の指定する商談会に参加し、商品のPRを行い、また商品の改善点等について助言を求めることができる。
- ・乙は速やかに取扱いの可否について検討し、甲に対し通知する。
- ・店舗の設備的な制約等の理由で、やむを得ず出品を断る場合がある。

7. 販売

- ・定番化するかどうかの判断は店舗に委ねるものとする。
- ・販売スケジュールは店舗と都度協議すること。

8. 精算

- ・月末締め翌月末払いとする。
- ・支払方法は金融機関の指定口座への振り込みのみとする。
- ・金融機関への振込手数料は出品者の負担とする。
- ・金額についてはレジ通過分のみを精算の対象とし、乙は毎月商品ごとの売上数量、店舗に対する請求額を集計し、翌月5日までに出品者に対し通知する。
- ・出品者は通知された金額で、遅くとも翌月10日までに店舗宛てに請求書を郵送すること。